

さいたま市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和8年 3 月 31 日

さいたま市長

清水 久人

さいたま市規則第63号

さいたま市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市子ども・子育て支援法施行規則（平成26年さいたま市規則第148号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第3章 [略] <u>第4章 乳児等支援給付認定等（第27条—第35条）</u> 第5章 補則（第36条） 附則  <u>第4章 乳児等支援給付認定等</u>  <u>（認定の申請）</u> <u>第27条 法第30条の15第1項の規定による認定の申請は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書（様式第31号）により行うものとする。</u> <u>2 法第30条の15第3項の規定による認定証の交付は、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（様式第32号）により行うものとする。</u>  <u>（乳児等支援給付認定の変更）</u> <u>第28条 法第30条の17の規定による届出は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届出書（様式第33号）により行うものとする。</u>  <u>（乳児等支援給付認定の取消し）</u> <u>第29条 法第30条の18の規定による乳児等支援給付認定の取消しの通知は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定取消通知書（様式第34号）により行うものとする。</u>	目次 第1章～第3章 [略]  <u>第4章 補則（第27条）</u> 附則

(確認の申請)

第30条 法第54条の2第2項の規定による確認の申請は、さいたま市児童福祉法施行細則（平成15年さいたま市規則第106号。以下「児童福祉法施行細則」という。）第19条の7第1項に規定する乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書により行うものとする。

(確認の変更に係る申請等)

第31条 法第54条の3において準用する法第44条の規定による特定乳児等通園支援事業の確認の変更に係る申請は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）（様式第35号）により行うものとする。

2 法第54条の3において準用する法第47条第2項の規定による特定乳児等通園支援事業の利用定員減少の届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）（様式第36号）により行うものとする。

3 法第54条の3において準用する法第47条第1項の規定による特定乳児等通園支援事業所の名称等の変更に係る届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）（様式第37号）により行うものとする。

(確認の辞退の届出)

第32条 法第54条の3において準用する法第48条の規定による確認の辞退の届出は、児童福祉法施行細則第19条の7第3項に規定する乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書により行うものとする。

(確認の通知)

第33条 市長は、法第54条の3において準用する法第54条の2第1項の規定による特定乳児等通園支援事業者の確認をしたときは、児童福祉法施行細則第19条の8に規定する乳児等通園支援事業認可書（兼）確認通知書を申請者に交付するものとする。

(利用定員増加の承認)

第34条 市長は、乳児等通園支援事業の利用定員の増加を承認したときは、特定乳児等通園支援事業者確認変更承認書（利用定員の増加）（様式第38号）を申請者に交付するものとする。

(確認の取消し又は停止の通知)

第35条 市長は、法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定による確認の取消し又は停止をしたときは、乳児等通園支援事業確認取消（停止）通知書（様式第39号）により通知するものとする。

第5章 補則

第36条 [略]

第4章 補則

第27条 [略]

様式第30号の次に次の9様式を加える。

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書

（宛先）さいたま市長

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定について申請いたします。

個人情報の提供等の同意	<input type="checkbox"/> さいたま市が、乳児等支援給付の認定のため、必要な市民税及び世帯情報、申請者等の情報（要配慮個人情報含む）等を利用することに同意します。
	<input type="checkbox"/> さいたま市が、乳児等支援給付の認定のため、関係市町村から申請者及び申請児童に係る情報（要配慮個人情報を含む）や制度の利用状況に係る情報を取得することに同意します。
	<input type="checkbox"/> 申請した内容に変更がある場合には、必要な手続き（乳児等支援給付認定の消滅、変更に関する手続き等）を行うことに同意します。

申請者（保護者） ※児童と同居している方が申請者になります	フリガナ		生年月日		児童との続柄	
	氏名					
	現住所					
	本年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる	※現住所と異なる場合はご記入ください			
	前年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる	※現住所と異なる場合はご記入ください			
電話番号			メールアドレス			
負担軽減の申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	【負担軽減の申請をする場合】生活保護を受給している場合、市民税所得割算額が77,101円未満の世帯（市民税非課税世帯を含む）である場合及びさいたま市が支援が必要と認めた世帯である場合は「有」をチェックしてください。以下に該当する場合は、必要な資料を添付してください。 ・4月～8月に申請される方で、前年1月1日現在、住民登録がなかった場合「前年度」の世帯員全員の「市町村民税課税証明書」や「市町村民税納税通知書」の写し等 ・9月～翌年3月に申請される方で、本年1月1日現在、住民登録がなかった場合「現年度」世帯員全員の「市町村民税課税証明書」や「市町村民税納税通知書」の写し等				
転入前の市町村での利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
既に認定を受けている児童の有無 ※認定期間内の児童に限る	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					

代理利用者	総合支援システムの代理利用者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	フリガナ		生年月日		児童との続柄	
	氏名					
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	※申請者と異なる場合はご記入ください			
電話番号			メールアドレス			

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）の認定を受けようとする児童	確認を希望する児童の数						
	1	フリガナ		生年月日		性別	
		氏名					
		現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	※申請者と異なる場合はご記入ください		申請者（保護者）との続柄	
		障害等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他		
	その他配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	<input type="checkbox"/> 疾患等（診断名等及び必要となる配慮等： □指示書等の添付 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー（医師の診断および指示＜生活管理指導表を添付＞： □添付あり / □添付無し <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載： □添付あり / □添付無し			
	2	フリガナ		生年月日		性別	
		氏名					
		現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	※申請者と異なる場合はご記入ください		申請者（保護者）との続柄	
		障害等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他		
	その他配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	<input type="checkbox"/> 疾患等（診断名等及び必要となる配慮等： □指示書等の添付 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー（医師の診断および指示＜生活管理指導表を添付＞： □添付あり / □添付無し <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載： □添付あり / □添付無し			
	3	フリガナ		生年月日		性別	
氏名							
現住所		<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	※申請者と異なる場合はご記入ください		申請者（保護者）との続柄		
障害等の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他			
その他配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	<input type="checkbox"/> 疾患等（診断名等及び必要となる配慮等： □指示書等の添付 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー（医師の診断および指示＜生活管理指導表を添付＞： □添付あり / □添付無し <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載： □添付あり / □添付無し				

※必要に応じてコピーして使用してください。

年 月 日

様

さいたま市長

## 乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）

先に申請のありました乳児等支援給付認定について、下記のとおり認定しました。

## 記

乳児等支援支給認定証番号	
児 童 氏 名	
児童生年月日・性別	年 月 日
保 護 者 居 住 地	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 生 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が市外に転出した場合は、認定が取り消されます。
交 付 年 月 日	年 月 日

障 害 児 加 算	
医 療 的 ケ ア 児 加 算	
要支援家庭のこども加算	
負 担 軽 減 加 算	
負担軽減加算適用開始日	年 月 日

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

（宛先）さいたま市長

届出者名

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届出書

次のとおり、乳児等支援給付認定の変更について届出します。

※変更後の内容で記入してください。

フリガナ		ログイン ID (メールアドレス)	
保護者名		生年月日	年 月 日
		住 所	
		電話番号	

フリガナ		保護者との続柄	
氏 名		生年月日	年 月 日
フリガナ		保護者との続柄	
氏 名		生年月日	年 月 日
フリガナ		保護者との続柄	
氏 名		生年月日	年 月 日
フリガナ		保護者との続柄	
氏 名		生年月日	年 月 日

以下に、変更箇所と内容を記載します。

変更箇所	<input type="checkbox"/> 氏	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> その他
------	----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------

変更内容	<input type="checkbox"/> 変更前の氏	( )
	<input type="checkbox"/> 変更前の住所	( )
	<input type="checkbox"/> 変更前の電話番号	( )
	<input type="checkbox"/> その他変更事項	( )

変更理由	<input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 引越し	<input type="checkbox"/> その他 ( )
------	-----------------------------	------------------------------	----------------------------------

年 月 日

様

さいたま市長

## 乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定取消通知書

子ども・子育て支援法第30条の18の規定により乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定の取消しをしたので、子ども・子育て支援法施行規則第28条の25第1項の規定により通知します。

乳児等支援支給認定証番号	
児 童 氏 名	
児童生年月日・性別	年 月 日
保 護 者 住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 生 年 月 日	年 月 日
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	

(教示)

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

所在地  
 申請者 氏名（又は名称）  
 代表者 氏名

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を増加したいので、同法第54条の3において準用する同法第44条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 事務所の名称等

事務所の名称	
事務所の所在地	
	電話番号：
	メールアドレス：

2. 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
（参考）				（参考）			
合計	0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳
利用定員を増加しようとする理由							

3. 添付書類 別添「添付書類一覧（変更）」のとおり

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書(利用定員の減少)

年 月 日

(宛先) さいたま市長

所在地  
届出者 氏名(又は名称)  
代表者 氏名

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を減少したいので、同法第54条の3において準用する同法第47条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	
	電話番号:
	メールアドレス:

2. 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員 (人)				変更後(減少)の利用定員 (人)			
(参考)				(参考)			
合計	0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳
現に利用している 小学校就学前 子どもに対する措置							
利用定員を減少し ようとする年月日		年 月 日					
利用定員を減少 しようとする理由							

3. 添付書類 別添「添付書類一覧(変更)」のとおり

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

所 在 地  
届出者 氏名(又は名称)  
代 表 者 氏 名

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第54条の3において準用する同法第47条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	
	電話番号：
	メールアドレス：

2. 変更事項（該当するものに○をつけてください。）

変 更 事 項	
	事業所の名称
	事業所の場所（所在地）
	設置者（申請者）の名称、主たる事務所の所在地
	代表者の氏名、生年月日及び職名
	代表者の住所
	設置者（申請者）の定款、寄附行為及び登記事項証明書 等
	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
	運営規定
	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
	役員の氏名、生年月日及び住所

3. 変更内容

変 更 内 容	
変更年月日	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	

4. 添付書類 別添「添付書類一覧（変更）」のとおり

特定乳児等通園支援事業者確認変更承認書（利用定員の増加）

第 号

乳児等通園支援事業者

住 所

名 称

代表者氏名

年 月 日付けで申請のあった特定乳児等通園支援事業者確認変更申請（利用定員の増加）については、次のとおり承認します。

年 月 日

さいたま市長

1 事業所の名称及び所在地

2 変更後の利用定員

変更後（増加）の利用定員（人）			
（ 参 考 ）			
合計	0歳	1歳	2歳

3 その他

様

さいたま市長

## 乳児等通園支援事業確認取消（停止）通知書

次の乳児等通園支援事業について、子ども・子育て支援法54条の3において準用する同法第52条第1項の規定により、次のとおり確認の取消し（停止）をしたので通知します。

事業所の名称		
事業所の所在地		
設置者・事業者名		
設置者・事業者 の代表者名		
確認年月日		年 月 日
取消（停止）の理由		
取消年月日		年 月 日
停止	内容	
	期間	年 月 日から 年 月 日

(教示)

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。